

令和8年4月1日から 自転車に青切符が適用されます

# 免許はなくてもドライバー

## ルールを守って責任ある運転を!



**16歳以上**  
が対象

～青切符(交通反則通告制度)導入後の指導取締りについて～

これまで同様、基本的には「指導警告」が行われ、悪質・危険な違反が取締りの対象となります。

携帯電話使用等 (保持)



反則金  
**12,000円**

信号無視



反則金  
**6,000円**



警察庁 自転車 交通安全

検索

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/portal/index.html>

警察庁・青森県警察

交通ルールを守って  
つながる笑顔

